

入 札 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年7月30日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
低濃度PCB含有残置廃棄物の収集運搬及び処分委託業務 一式
- (2) 業務内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年12月28日（月）まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる(1)～(5)の条件を満たす者、(1)～(3)と(5)の条件を満たす処分業者と業務提携が可能な(1)～(3)と(4)の条件を満たす収集運搬業者又は(1)～(3)と(4)の条件を満たす収集運搬業者と業務提携が可能な(1)～(3)と(5)の条件を満たす処分業者であることを条件とし、かつ3に掲げる入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加できるものとする。（表1 参加資格の条件と方法の一覧参照）

なお、業務提携により入札に参加する場合は、他の入札者の構成員になることはできない。

また、単独で入札に参加する場合は、他の入札者の構成員になることはできない。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格の制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続き開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の4第1項の規定に基づき、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物を事業範囲とする積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する指定都市の長等の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- (5) 法第14条の4第6項の規定に基づき、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物を事業範囲とする特別管理産業廃棄物処分業の許可を受け、又は法第15条の4の4第1項に基づき、廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物の無害化処理を行うとして環境大臣の認定を受けていること。

表 1 参加資格の条件と方法の一覧（A、B どちらでも可。○の条件が必要。）

方法 条件		入札者が運搬と処分の 両方を行う場合（A）	運搬、処分を業務提携する場合（B）	
			運搬	処分
(1)～(3)		○	○	○
(4)	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	○	○	
(5)	特別管理産業廃棄物処分業許可又は無害化処理認定	○		○

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、6に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金免除申請を行うこと。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

5 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

6 入札に係る手続等の期間又は期日、場所等

項 目	期間又は期日	場 所 等	提出方法
契約条項、 入札説明書 等の交付	令和8年7月30日(木) ～ 令和8年8月20日(木)	福島県生活環境部ホームページ 又は 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県生活環境部産業廃棄物課	—
仕様書等に関する質問 受付	令和8年7月30日(木) ～ 令和8年8月6日(木)	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県生活環境部産業廃棄物課	左記の場所へ郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参
回答予定日	令和8年8月18日(火)	—	—
入札参加資格確認申請 及び入札保証金納付免除申請	令和8年7月30日(木) ～ 令和8年8月20日(木) ※持参する場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県生活環境部産業廃棄物課 ※なお、入札保証保険により免除申請する場合は入札書の提出期限までに申請のこと。	左記の場所へ郵送又は持参
入札参加資格確認通知書発送	令和8年8月25日(火)以降	—	—
入札及び開札	令和8年8月31日(月) 午後1時30分～	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎10階 生活環境部会議室	左記の場所へ持参 ※郵便、電報、電送その他の方法による入札は、不可とする。

7 その他

(1) 入札書の作成方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約の締結

当該入札に付する業務に係る委託契約の締結については、2に記載の業務提携の構成員それぞれと収集運搬業務又は処分業務に係る契約を締結するものとする。ただし、落札者が単独の業者である場合は、この限りでない。

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

8 問合せ先

福島県生活環境部産業廃棄物課

電 話 024-521-7264

F A X 024-521-7984

電子メール sangyou@pref.fukushima.lg.jp

担 当 富岡